

報道関係者 各位

令和5年9月13日
(照会先)
特定事業部
特定事業管理グループ長 鈴木 智子
(電話直通 03-6861-8141)
経営企画部広報室
広報室長 清野 秀明
(電話直通 03-5344-1110)

扶養親族等申告書に係る電子申請サービスの開始と 「令和6年分扶養親族等申告書」の送付

令和5年9月11日(月)から、スマートフォンやパソコンから簡単に扶養親族等申告書の提出ができるようになりましたので、ぜひご利用ください。

例年お送りしている「令和6年分扶養親族等申告書」については、令和5年9月14日(木)から順次、対象のお客様へお送りします。

提出期限はいずれも令和5年10月31日(火)です。

1. 電子申請サービスの開始

令和5年9月11日(月)から、扶養親族等申告書は、マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォンやパソコンから簡単に電子申請できるようになりました。^(※)

電子申請では、24時間いつでも、どこでも提出ができ、前年の申告内容等があらかじめ入力されているため、入力も簡単です。また、扶養親族等申告書を郵送する手間や切手代が不要となります。ぜひご利用ください。

※ 電子申請による扶養親族等申告書の提出方法について、詳しくは日本年金機構のホームページの「マイナポータルを利用した電子申請(扶養親族等申告書)」をご覧ください。提出方法を説明する動画も併せて掲載します。



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html

2. 「令和6年分扶養親族等申告書」の送付

(1) 送付時期及び件数

送付時期	対象のお客様	件数
令和5年9月14日～ 令和5年10月6日	年金額が、以下の金額である老齢年金・ 退職年金の受給者 65歳未満 ^(※) の方 年間108万円以上 65歳以上 ^(※) の方 年間158万円以上	約849万件

※ 令和6年12月31日時点の年齢

(2) 送付する書類

送付する書類は、以下の4点です。なお、前回扶養親族等申告書を提出された方へは「継続用」を、提出されていない方へは「新規用」をお送りします。

- ① 「令和6年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」
(継続用は別添1-1、新規用は別添1-2)
- ② 「大切なお知らせ」 (継続用・新規用共通 別添2)
- ③ 電子申請のご案内「スマートフォン等で扶養親族等申告書の提出ができるようになりました。」
(継続用は別添3-1、新規用は別添3-2)^(※)

※ 電子申請の対象の方へご案内を同封します (一部電子申請の対象とならない方へは同封していません)。

- ④ 「扶養親族等申告書作成と提出の手引き」
(日本年金機構のホームページをご覧ください。)^(※)

※ 日本年金機構のホームページの「『令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の紙帳票の提出方法」に提出方法を説明する動画と併せて掲載します。

(3) 「扶養親族等申告書」の提出方法

「扶養親族等申告書」の提出方法については、2(2)④の「扶養親族等申告書作成と提出の手引き」をご覧ください。電子申請される方は、日本年金機構からお送りする「扶養親族等申告書」の提出は必要ありません。

3. 提出に当たっての留意事項

以下の全てに該当される方は、所得税等の各種控除に該当しないため、提出する必要はありません。

- ・ご本人が障害者またはひとり親(寡婦)に該当しない。
- ・所得税の控除対象となる配偶者または扶養親族^(※1)がいない。
- ・退職手当を受ける見込みの配偶者または扶養親族^(※2)がいない。

※1 年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※2 退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

4. 扶養親族等申告書のお問い合わせ

(1) 扶養親族等申告書相談チャット

日本年金機構のホームページでは、扶養親族等申告書に関する一般的なお問い合わせにシステムが自動応答する相談チャットを開設しています。お客様からのお問い合わせに対し、対話形式により24時間いつでも対応します。^(※)

※ 日本年金機構のホームページの「マイナポータルを利用した電子申請(扶養親族等申告書)」等から利用できます。

(2) 扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル

(1)の扶養親族等申告書相談チャットで解決できない場合や具体的なお問い合わせは、「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」で承ります。

扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル



0570-081-240 (ナビダイヤル)

050 から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 03-6837-9932

お問合せ時間: 月曜日 午前 8:30～午後 7:00

火～金曜日 午前 8:30～午後 5:15

第2土曜日 午前 9:30～午後 4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7:00 までお受けします。

※土日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

以上

令和6年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

0

ア 前年から「**変更なし**」で申告します。
 ①受給者欄にご本人の氏名を記入し、ご提出ください。
 他の項目はご記入不要です。

イ 前年から「**変更あり**」で申告します。
 「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない
 箇所も含め、該当項目をご確認ください。

提出期限
 令和5年10月31日

提出年月日 令和 年 月 日

99999 99999 9999
 99999 99999 99999

A 受給者

フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	
電話番号	
生年月日	昭和 31年 11月 30日

下記①～③は該当なしの場合は記入不要です。

1 本人障害	1.普通障害	2.特別障害
2 寡婦等 本人の年間所得見積額 500万円以下	1.寡婦 (子がいない女性の方)	2.ひとり親 (子がいる方)
退職所得を除いた 所得見積額で 要件に該当	4.寡婦	5.ひとり親
3 本人所得	年間所得の見積額が 900万円を超える 場合は右の欄に○をしてください。	

B 控除対象となる配偶者

フリガナ	ネンキン	ハナコ	4 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5 配偶者の区分	6 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要
氏名	年金	花子		配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は 右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 108万円以下の方	1.普通障害 2.特別障害
続柄	1.夫	2.妻		上記以外の場合 「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の 見積額をご記入ください(収入がない方 はゼロを記入)。	7 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要
生年月日	1.明 3.大 5.昭 7.平 年 月 日			85 万円	1.同居 2.別居
個人番号 (マイナンバー)	未収録			退職所得がある方は、右の欄に○をした うえで、上記金額から退職所得を除いた 金額をご記入ください(退職所得がない 方は記入不要です)。	8 配偶者老人区分 2.老人 配偶者の所得見積額が48万円 以下かつ70歳以上の場合に該当

C 扶養親族（3人目以降は裏面にご記入ください）

フリガナ	ネンキン	イチロウ	9 控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	10 特定・老人の種別	11 障害 該当なし 記入不要	12 同居等の区分	13 年間所得の見積額
氏名	年金	一郎		1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通障害	1.同居 2.別居	48万円 48万円 以下 超
続柄		子		5 4 11	2.特別障害	国外居住	退職所得あり
生年月日		5 4 11		1.特定 2.老人	2.30歳未満 70歳以上	3.留学	退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ	ネンキン	ジロウ		1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通障害	1.同居 2.別居	48万円 48万円 以下 超
氏名	年金	次郎		5 4 11	2.特別障害	国外居住	退職所得あり
続柄		子		1.特定 2.老人	2.30歳未満 70歳以上	3.留学	退職所得を除いた 金額が48万円以下
生年月日		5 4 11			4.障害者	5.年38万円 以上送金	

裏面

C 扶養親族（続き）

9 控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※		続柄	10 生年月日 特定・老人の種別	11 障害 認定の 状態 記入不要	12 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	13 年間所得の見積額 退職所得のある方 退職所得を除いた所得額
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	48万円 以下 48万円 超 退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	48万円 以下 48万円 超 退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	48万円 以下 48万円 超 退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	48万円 以下 48万円 超 退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	48万円 以下 48万円 超 退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	48万円 以下 48万円 超 退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	48万円 以下 48万円 超 退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	48万円 以下 48万円 超 退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下

D 摘要欄

14 摘要	<hr/> <hr/> <hr/>
----------	-------------------

〒XXX-XXXX

杉並区 高井戸西 x-〇〇-△△

年金 太郎 様

個人番号(マイナンバー)について

- ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・記入がない場合でも、記入がないことだけを理由に申告書を不受理とすることはありません。
- ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長
法人番号 6000012070001

令和6年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

提出年月日 令和 年 月 日

提出期限
令和5年10月31日

99999 99999 9999
99999 99999 99999

A 受給者

フリガナ ネンキン タロウ

氏名

電話番号

生年月日 昭和 31年 11月 30日

下記①～③は該当なしの場合は記入不要です。

① 本人障害	1. 普通障害	2. 特別障害
② 寡婦等 本人の年間所得見積額 500万円以下	1. 寡婦 (子がいない女性の方)	2. ひとり親 (子がいる方)
退職所得を除いた 所得見積額で 要件に該当	4. 寡婦	5. ひとり親
③ 本人所得	年間所得の見積額が 900万円を超える 場合は右の欄に○をしてください。	

B 控除対象となる配偶者

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	個人番号 (マイナンバー)	機構 使用欄	④ 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	⑤ 配偶者の区分	⑥ 配偶者障害	⑦ 同居等の区分	⑧ 配偶者老人区分
		1. 夫 2. 妻	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 年 月 日				配偶者の収入が年金のみで、 下記1、2のどちらかに該当の方は 右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が 158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が 108万円以下の方	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	1. 非居住者 2. 老人
							上記以外の場合 「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の 見積額をご記入ください(収入がない方 はゼロを記入)。 退職所得がある方は、右の欄に○をした うえで、上記金額から退職所得を除いた 金額をご記入ください(退職所得がない 方は記入不要です)。	退職所得あり		配偶者の所得見積額が48万円 以下かつ70歳以上の場合に該当

C 扶養親族 (3人目以降は裏面にご記入ください)

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	個人番号 (マイナンバー)	機構 使用欄	⑨ 控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	⑩ 特定・老人の種別	⑪ 障害 該当なし 記入不要	⑫ 同居等の区分	⑬ 年間所得の見積額
		3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日				1. 特定 2. 老人	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 国外居住	退職所得のある方 退職所得を除いた所得額 48万円 48万円 以下 超
									2. 30歳未満 70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円 以上送金	退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

裏面

C 扶養親族(続き)

9 控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※		続柄	10 生年月日 特定・老人の種別	11 障害 認定の 状態 記入不要	12 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	13 年間所得の見積額 退職所得のある方 退職所得を除いた所得額
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	48万円 48万円 以下 超 退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	48万円 48万円 以下 超 退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	48万円 48万円 以下 超 退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	48万円 48万円 以下 超 退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	48万円 48万円 以下 超 退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	48万円 48万円 以下 超 退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	48万円 48万円 以下 超 退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1.普通 障害 2.特別 障害	1.同居 2.別居 国外居住 2.30歳未満 70歳以上 3.留学 4.障害者 5.年38万円 以上送金	48万円 48万円 以下 超 退職所得あり 退職所得を除いた 金額が48万円以下

D 摘要欄

14 摘要

〒XXX-XXXX

杉並区 高井戸西 x-〇〇-△△

年金 太郎 様

個人番号(マイナンバー)について

- ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・記入がない場合でも、記入がないことだけを理由に申告書を不受理とすることはありません。
- ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長
法人番号 6000012070001

大切なお知らせ

扶養親族等申告書の提出をお願いします。

下記の図で提出が必要かご判断ください。

提出すると老齢年金受給の際に該当する控除が受けられます。

(1)ご本人が障害者または
寡婦・ひとり親^(※1)に該当
しますか？

該当する

提出が必要

提出することで、受給されている
老齢年金から徴収される所得税と
翌年の個人住民税で該当する控除
が受けられます。

該当しない

(2)控除対象となる
配偶者または扶養親族^(※2)
がいますか？

いる

提出が必要

提出することで、翌年の個人住民税
で該当する控除が受けられます。

いない

(3)扶養している配偶者または
扶養親族に退職手当を
受ける見込みの方^(※3)
がいますか？

いる

提出が必要

提出することで、翌年の個人住民税
で該当する控除が受けられます。

いない

スマートフォン等で提出すれば紙の提出は不要

※スマートフォン等での提出が可能なお方には別途ご案内のチラシを同封しています。

該当する控除を受けるためには前年申告からの変更
の有無に関わらず、毎年提出が必要です。

提出が不要^(※4)

前年に申告書を提出している場合でも、提出は不要です。

同封の「作成と提出の手引き」をご覧ください。必要はありません。

※1：障害者、寡婦・ひとり親の要件については、同封の手引きの5ページをご覧ください。

※2：年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※3：退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※4：提出の有無に関わらず、所得税率は一律、5.105%となります。



スマートフォン等^(※)で扶養親族等申告書の提出ができるようになりました。

簡単！

切手不要！

オンラインで提出すれば、紙の扶養親族等申告書を郵送する手間も切手代も不要です！

利用上の注意

スマートフォンとマイナンバーカードをご用意ください。
マイナンバーカードに**署名用電子証明書パスワード**（英数字6桁～16桁）が設定されていることが必要です。パスワードを未設定またはお忘れの場合は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。
(※) パソコンからも手続き可能です。スマートフォンなしで手続きするためには、マイナンバーカードの読取装置が必要です。

事前準備

マイナポータルとねんきんネットの連携



マイナポータルとねんきんネットの連携手続きがまだの方は裏面をご確認ください。

ステップ1

マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ①マイナポータルのトップ画面の「注目の情報」を右から左にスワイプして「年金の手続きをする」を選択。
- ②「年金の請求をする方・年金を受給している方の手続き（ねんきんネット）」を選択。



ステップ2

扶養親族等申告書を入力

前年の申告内容があらかじめ入力されているので確認も変更も簡単！

- ③「前年の申告内容の確認・変更内容の入力」を選択。
- ④-1前年から変更がない方
⇒表示された申告内容を確認して提出。
- ④-2前年から変更がある方
⇒変更箇所を入力。変更後の申告内容を確認して提出。



ステップ3

電子署名を付与

- ⑤画面の案内に従って、ご自身で設定した**署名用電子証明書パスワード**（英数字6桁～16桁）を入力。
- ⑥スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取る。



扶養親族等申告書の提出が完了

詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html



あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で

「マイナポータル」と「ねんきんネット」を連携する際は、
スマートフォンとマイナンバーカードをご用意ください！

お手元にご用意ください

※事前にスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールするようお願いします。

①マイナンバーカード



②数字4桁のパスワード

(例)

※マイナンバーカード受け取り時に設定した「利用者証明用電子証明書パスワード」

ステップ1：マイナポータルの利用者登録



←マイナポータルはこちら
<https://myna.go.jp>

- ① マイナポータルのトップ画面右上の  ログイン を選択。
- ② 開いた画面で「ログイン」を選択。
- ③ ご自身で設定した数字4桁のパスワードを入力の上、スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取る。
- ④ 画面の案内に従い入力・選択。

→ マイナポータルの利用者登録およびログインが完了



ステップ2：マイナポータルからねんきんネットへの連携手続き

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面の「注目の情報」欄にある「年金記録・見込額を見る（ねんきんネット）」を選択。
- ② 「連携に同意する」をチェックし、「ねんきんネットと連携」を選択。
- ③ 「メールアドレスの登録/変更」からメールアドレスを入力。

→ マイナポータルとねんきんネットの連携が完了



スマートフォンやパソコンで、
年金記録の確認や年金の手続きをすることができます！

年金記録を確認できる

○ご自身の国民年金の記録や、お勤めになられた会社の履歴、標準報酬月額等が確認できます。また、パソコンでは持ち主のわからない年金記録も検索できます。（亡くなられた方の記録も含まれます）

各種通知書がいつでも確認できる

○年金振込通知書や年金額改定通知書等の各種通知書の内容確認ができます。

再交付申請がいつでもできる

○年金振込通知書や年金額改定通知書などの各種通知書の再交付申請ができます。

ねんきんネットの操作にお困りの場合

※マイナポータルに関する内容については、マイナポータルの「よくあるご質問」を参照してください。

■詳しくは「ねんきんネット」で検索



0570-058-555

050から始まる電話で
おかけになる場合は
03-6700-1144

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

受付時間

月曜日 : 午前8時30分～午後7時00分
火曜日～金曜日 : 午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日 : 午前9時30分～午後4時00分
※土日、祝日（第2土曜日は除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

【新規】

スマートフォン等^(※)で扶養親族等申告書の提出ができるようになりました。

簡単!

切手不要!

オンラインで提出すれば、紙の扶養親族等申告書を郵送する手間も切手代も不要です!

利用上の注意

スマートフォンとマイナンバーカードをご用意ください。

マイナンバーカードに署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）が設定されていることが必要です。パスワードを未設定またはお忘れの場合は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

(※) パソコンからも手続き可能です。スマートフォンなしで手続きするためには、マイナンバーカードの読取装置が必要です。

事前準備

マイナポータルとねんきんネットの連携



マイナポータルとねんきんネットの連携手続きがまだの方は裏面をご確認ください。

ステップ1

マイナポータルからねんきんネットにログイン

- ① マイナポータルのトップ画面の「注目の情報」を右から左にスワイプして「年金の手続きをする」を選択。
- ② 「年金の請求をする方・年金を受給している方の手続き（ねんきんネット）」を選択。



ステップ2

扶養親族等申告書を入力

項目入力はほとんどが選択式で簡単! 入力漏れもその場でチェック!

- ③ 項目の説明を参照しながら必要項目を入力。
ご本人の氏名、生年月日等はあらかじめ入力されています。



ステップ3

電子署名を付与

- ④ 画面の案内に従って、ご自身で設定した署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）を入力。
- ⑤ スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取る。



扶養親族等申告書の提出が完了

詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_fuyo.html



あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で

「マイナポータル」と「ねんきんネット」を連携する際は、
スマートフォンとマイナンバーカードをご用意ください！

お手元にご用意ください

※事前にスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールするようお願いします。

①マイナンバーカード



②数字4桁のパスワード

(例)

※マイナンバーカード受け取り時に設定した「利用者証明用電子証明書パスワード」

ステップ1：マイナポータルの利用者登録



←マイナポータルはこちら
<https://myna.go.jp>

- ① マイナポータルのトップ画面右上の  ログイン を選択。
- ② 開いた画面で「ログイン」を選択。
- ③ ご自身で設定した数字4桁のパスワードを入力の上、スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取る。
- ④ 画面の案内に従い入力・選択。

→ マイナポータルの利用者登録およびログインが完了



ステップ2：マイナポータルからねんきんネットへの連携手続き

- ① マイナポータルにログインした状態で、トップ画面の「注目の情報」欄にある「年金記録・見込額を見る（ねんきんネット）」を選択。
- ② 「連携に同意する」をチェックし、「ねんきんネットと連携」を選択。
- ③ 「メールアドレスの登録/変更」からメールアドレスを入力。

→ マイナポータルとねんきんネットの連携が完了



スマートフォンやパソコンで、
年金記録の確認や年金の手続きをすることができます！

年金記録を確認できる

○ご自身の国民年金の記録や、お勤めになられた会社の履歴、標準報酬月額等が確認できます。また、パソコンでは持ち主のわからない年金記録も検索できます。（亡くなられた方の記録も含まれます）

各種通知書がいつでも確認できる

○年金振込通知書や年金額改定通知書等の各種通知書の内容確認ができます。

再交付申請がいつでもできる

○年金振込通知書や年金額改定通知書などの各種通知書の再交付申請ができます。

ねんきんネットの操作にお困りの場合

※マイナポータルに関する内容については、マイナポータルの「よくあるご質問」を参照してください。

■詳しくは「ねんきんネット」で検索



0570-058-555

050から始まる電話で
おかけになる場合は
03-6700-1144

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

受付時間

月曜日 : 午前8時30分～午後7時00分
火曜日～金曜日 : 午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日 : 午前9時30分～午後4時00分
※土日、祝日（第2土曜日は除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。